

## 広島新交通西風新都線建設事業に係る環境影響評価準備書について（答申）

当審査会は、令和7年10月31日に市長から広島新交通西風新都線建設事業に係る環境影響評価準備書について諮問を受け、これまで2回の審査を行った。

本事業は、広島市の新交通システム（アストラムライン）を現在の終点である広域公園前駅からJR西広島駅まで延伸し、アストラムラインとJR山陽本線を接続することにより軌道系の公共交通機関の循環型ネットワークを形成しようとするものである。

本事業の特性及び地域特性に応じた適切な環境保全措置が講じられ、事業の実施に伴う周辺環境への影響が可能な限り回避・低減されたものとなるよう、以下のとおり審査結果に基づく意見を述べる。

### 1 事業計画

(1) 評価書の作成に当たって、使用する用語、表現は、市民に誤解を生むようなものを避けるとともに分かりやすいものとし、できる限り丁寧な記載に努めること。

(2) 実施計画書の手続後に追加した車両基地について、自動式車両洗浄施設など排水が発生する施設を設置する計画がある場合は、施設の概要、排水の発生量及び排出方法などを事業計画に記載すること。

なお、本事業と同一目的のために一連のものとして行われる土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増改築については、事業計画に記載したうえで、予測・評価等を行い、その結果を評価書に記載すること。

(3) 地下式山岳トンネル部における工事において、石内東駅側及び己斐上駅側のそれぞれについて、坑口部に必要となる、コンクリートプラント、濁水処理設備、資材置場、ずり仮置場、工事用通路、重機置場などの設備等を設置するための施工ヤードの位置等を工事計画に記載すること。

(4) 今後の工事計画の検討に当たっては、住宅地に軌道構造物を建設した他自治体の事業実施事例において発生した問題等の情報を収集・分析し、その結果を踏まえた適切な対策を計画に反映させること。

また、工事の施工に当たっては、当該事例等を踏まえて策定した工事計画に従い、適切かつ慎重に実施すること。

## 2 環境影響評価の項目及び調査・予測・評価の結果

### (1) 大気質について

建設機械の稼働に伴う大気質への影響について、事業計画地の一部が住宅地に近接していることから、地域住民の生活環境に十分な配慮が求められる。また、気象や地形などの条件の違いにより予測結果と異なる状況が生じることがあるため、周辺環境の違いに応じた工事の調整など、さらなる影響低減策の検討を行うこと。あわせて、住民からの苦情や相談に迅速かつ丁寧に対応できる体制を整備することとし、これらの内容を環境保全措置に追記すること。

### (2) 騒音について

工事用車両（ダンプトラック、その他大型車等）の走行に伴う騒音の影響について、車両基地の区間における工事用車両発生台数は 47,079 台と計画されており、工事用車両が住宅街を通過する場合には沿道の住居等への影響が考えられるため、その影響を検討し、必要に応じて、予測・評価等を行うとし、その検討結果等を評価書に記載すること。

### (3) 水質について

ア 車両基地の稼働に伴う水質への影響について、車両基地からの排水を公共用水域へ排出する場合は、当該排水による水質への影響を検討し、必要に応じて、予測・評価等を行うこととし、その検討結果等を評価書に記載すること。

イ 地下式山岳トンネル部の掘削時に発生する濁水について、その水量や濃度は明確に記載されていないものの、公共用水域へ排水する場合には、「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和 46 年広島県条例第 69 号）」に定める浮遊物質（SS）の許容限度（90mg/L または 200mg/L）程度に低減して排出する計画と認められる。しかし、排水先となる河川・水路における浮遊物質（SS）について、工事排水による水質の状況の変化は準備書に記載されていない。については、工事の実施に伴う排水を公共用水域へ排出する場合の影響について再度検討し、必要に応じて、予測・評価等を行うこととし、その検討結果等を評価書に記載すること。

### (4) 生態系について

工事の実施に伴う谷戸湿地における光環境の変化について、予測・評価した上で、

光環境が著しく変化する場合には、追加の環境保全措置を検討し、その結果を評価書に記載すること。

**(5) 景観について**

ア 駅舎の詳細設計に当たっては、駅舎の印象が街並みに及ぼす影響を考慮し、できる限り圧迫感を低減させるよう、デザイン等を工夫すること。

イ 軌道施設（嵩上式）と住宅が近接している事業区間については、景観（近景）の変化が特に大きいと想定されるため、必要に応じて調査地点を追加し、予測・評価等を行い、その結果を評価書に記載すること。

**(6) 廃棄物について**

車両基地から発生する排水について、発生量を低減するよう、節水型車両洗浄装置の導入等の環境配慮事項を検討し、その結果を評価書に記載すること。